## 児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

	_L /\ ##	1	T	尤里惟征太QQA		県障害福祉課作成	
NO	大分類 (項目)	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
1	報酬改定	放課後等デイサービス	延長支援加算について	延長支援体制加算に係る加算届は必要がないのか。 改定前は、加算届+対象児個別支援計画書の提出が必要だっ た。個別支援計画書の記載のみで特別届は必要ないのでしょう か。(改定前は、延長体制加算取得していません)	延長支援加算に関する届出書, 体制等 状況一覧, 従業者の勤務の体制及び勤 務形態一覧表, 算定する障害児に係る 障害児支援利用計画書の提出が必要で す。(個別支援計画書の提出は不要で す。)		
2	報酬改定	放課後等デイサービス	個別支援計画書について	提示された個別支援計画書に、平日と休日(祝日・長期休み) の場合、受入時間帯が異なる場合、提示された様式では不十分に思える。平日欄と休日欄を設けても問題ないか?	個別支援計画書の参考様式別表において、各曜日、日・祝日ごとに記載するようになっています。 なお、参考様式であるため、多少アレンジしていただいても差し支えありません。		
3	報酬改定	放課後等デイサービス	延長支援加算について	当法人の運営規定上、学校休業日のサービス提供時間は11時から17時30分の6時間30分となっています。 [質問1] 一学校の長期休暇期間にご家族の就業等の都合により、利用児童が6時から利用した場合、個別支援計画別表での提供時間は運営規定の時間を記載するのでしょうか?それとも、5時間になるように記載し、特記事項に理由を記載するのでしょうか? ・別表の延長支援時間の記載については、提供時間と被っての記載が良いのか、それとも提供時間を5時間として延長支援時間とは被らないよう記載するのが良いのか? [質問2] 学校終了後と学校休業日のサービス提供時間が異なる場合、個別支援計画別表の記載例はありますか?特記事項に長期学校休暇期間等の場合と記載すれば良いのでしょうか?	【質問1】 ・個別支援計画別表は、個々の利用者ごとに個別に設定した計画時間を提供時間欄に記載してください。学校休業日は3時間超5時間以下での設定が必要な場合は、「延長支援時間」欄と「延長を必要とする理由及び時間」欄を記入してください。・・「延長支援時間」欄は計画時間(提供時間)と重ならないように記載します(記入例参照)。 【質問2】 学校休業日の提供時間を「日・祝日」欄に記載するか、又は別表を「学校がある日」と「学校休業日」とで別葉にするなどして対応してください。		
4	報酬改定	児童発達支援	体制等状況一覧表の提出有無について	4月の法改正による加算などの統合や見直しがありますが、体制等状況一覧表に係る書類を提出する必要がありますでしょうか 現在「福祉専門職員等配置等」と「専門的支援加算体制」を取得しています。	提出してください。		
5	報酬改定	放課後等デイサービス	体制加算について	4月以降の児童指導員加配加算と専門的支援体制加算の併算 定は可能か? 配置状況 常動専従経験5年以上の児童指導員1 常動専従経験5年以上の児童指導員1 (強度行動障害者養成研修(基礎研修・実践研修)修了者) 常動専従経験5年以上の保育士1	併算定可能ですが、児童指導員加配加算で加配される人員と専門的支援体制加算で加配される人員は、別の人である必要があります。		
6	報酬改定	放課後等デイサービス	サービス提供時間と延長支援加算	延長支援加算を算定する場合は、現在の運営規定に定める サービス提供時間の支援前若しくは支援後にサービス提供を 実施した場合に限るのか、それとも、支援時間による区分は、 「30分以上1時間30分起3時間以下」、「1時間30分超3時間以下」、 「3時間超5時間以下」の3区分とし、運営規程のサービス提供 時間を変更せずに取り扱ってもよいのか?	個々の利用者ごとに設定した具体的な計画時間(提供時間)(〇時〇分~〇時〇分)を個別支援計画別表に記載します。 基本報酬の上限となる5時間(放デイの場合、平日は3時間)を延長して支援を行う必要がある場合には、延長支援時間を設定してぐざむ。 事業所によっては、運営規程や重要事項説明書等の変更が必要な場合もあると思われます。		
7	報酬改定	放課後等デイサービ ス	個別サポート加算1につい て	個別サポート加算1の算定について、強度行動障害者養成研修 (基礎研修・実践研修)修了者を配置していれば120単位を算定 してよいのか?届け出申請が必要か?	届出が必要です。		
8	報酬改定	放課後等デイサービス	延長加算の取り扱い	基本の区分3で3H~5Hとなっており延長加算でその後2時間は対応可能であると思いますが、現状ご家族の仕事の都合で休業日に1日9時間利用されている方が数名おります。家族への支援として今後もお預かりの時間を変更する予定はありませんが、5H-2Hの一日7時間を超える利用については評価されないという認識でよかったでしょうか	延長支援加算(2時間以上)の単位算定 になります。		
9	指定基準	放課後等デイサービス	個別支援計画	事務連絡にて見落としていた際は申し訳ありません。別紙2の 計画について、いつまでにどこかに提出する必要があるので しょうか	個別支援計画別表は、基本的には個別 支援計画表と併せて整備してください。 個々の障害児に対する計画時間(提供 時間)を設定しなくては、基本報酬の時間区分の登定等ができないため、個別 支援計画別表は、できるだけ早めに整 備してください。		
10	指定基準	放課後等デイサービス	延長加算の取り扱い	基本報酬の時間区分と延長加算の区別というかをどこでしてい くのか?例えば、15時45分頃に帰り着き、ほとんどの迎えが19 時ギリギリなので時間区分は2なのかなと思うのですが、そうな ると延長加算は30分~だからとれないということで良いでしょう か?	例えば計画時間(提供時間)が平日16時 00分~19時00分(3時間以下:時間区分 2)の場合,19時以降に1時間以上延長 支援を行った場合は延長支援加算の算 定ができます。		
11	指定基準	放課後等デイサービス	延長加算の取り扱い	休業日に関して、10時~の前に来られる方が延長加算となると 思うが7:00から来る方がいるが、職員を2人配置できるのが8 時00分~となる場合、朝は7:00 -8:00 のみ延長加算はとれな いと考えて良いのか、また、タ方など2人いるが、送迎に出てい て中は1人となる場合、延長加算が取れないという認識で良い でしょうか?	お見込みのとおりです。		

12	指定基準	放課後等デイサービ ス	延長加算の取り扱い		「具体的な利用の計画にない、緊急的に 生じた預かリニーズに対応するための延 長支援については、急遽延長支援を必 要とした理由等について配録を残すこと により算定できる」となっています。 実績表に備考欄を作り記載する方法で も差し支えないと考えます。	
13	指定基準	放課後等デイサービ ス	延長加算の取り扱い	延長支援時間について同意を得るのは、計画書の週間予定の中に入れて計画書へのサインで同意を得たということで良いでしょうか?また経過措置が10月末までなので、それまでにはみんな見直しが入るのですが、その際には週間予定まで確実にいれるようにするのですが、計画書の見直し時期までに延長支援時間の同意を得なくても加算はみんなとれるということで良いでしょうか? また、今回の改正に伴い、運営規程や重説は変更になりますか?	事業所によっては、運営規程や重要事	
14	指定基準	放課後等デイサービス	延長加算の取り扱い	お迎えの方もいらっしゃると終了時間が日によりだいぶ違う方も	平均的な時間で記載して差し支えありません。	
15	指定基準	放課後等デイサービス	週間予定表	計画書の週間予定の記入例、特記事項の欄の3つ目に学校の 短縮授業等により時間区分が変わることが予想される場合に想 定される具体的な内容を記入とありますが、始業式、終業式、 後は入試等の日なので「始業式、終業式等の日」で記載したら 良いのかなと思うのですが、市立小学校は毎週のように違う目 があるのでそれは、どのように風に配載したら良いでしょうか? 「学校の短縮授業等により」でみんなまとめても良いでしょう か?	「学校の短縮授業等により」でまとめていただいて差し支えありません。	
16	報酬改定	放課後等デイサービ ス	延長支援加算 算定 サービス提供時間について	〇 延長支援加算の算定におけるサービス提供時間の時間について (例1) 放課後等デイサービス サービス提供時間9:00~17:00(8時間)とし、この時間内で支援時間が5時間以上になった場合に延長支援加算を算定できる。 (例2) 放課後等デイサービス サービス提供時間9:00~14:00(5時間)とし、 14:00以降の支援時間を延長支援加算として算定できる。 例1、例2のどちらのサービス提供時間で延長支援加算を算定出来るのでしょうか。	基本的な考え方は例2です。 なお、放課後等デイサービスについて は、計画時間(提供時間)は平日(学校 休楽日以外)は3時間以下です。	
17	*報酬改定	児童発達支援	強度行動障害児支援加算 の判断する基準と機関に ついて	強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、 どのように判断するのかと、判断する機関はどこでしょうか。	施設職員等が対象者の行動をみて、問題行動の程度と頻度から評定を行います。 障害福祉サービスを受ける際に行う障害 支援区分の調査に併せて把握する行う 動関連項目」(福祉型障害児人所施設の 場合は強度行動障害判定基準表」)を用 いて判定し、一定の点数以上となる人 (24点中10点)が該当します。	
18	指定基準	放課後等デイサービス	運営規定・重要事項の 5領域記載について	5領域についてですが、個別支援計画に記載する他に 運営規定・重要事項説明書についても5領域に関する記載が必要なのでしょうか。 また記載が必要な場合は、記載例がわかる資料等を教えて下 さい。	今のところ運営規程や重要事項説明書 への記載までは特に求められていないと ころです。	
19	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的実施加算について	専門的実施についての実施時間と配録方法について、専門支援員が同じタイミングで何名まで実施していいのかを教えてください。	「専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)による実施や、理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ(2の小集団まで)による実施も可能とする。」とされています。	
20	指定基準	放課後等デイサービ ス	病院や総合療育センタ― 受診同行の際のサービス 提供時間について	僚育センターや病院に、受診同行し、Drからの所見や支援についての共通理解を図る機会があり、報酬算定している。(振興局確認済・個別支援計画内にも必要な支援として明記している。)(振興局確認済・個別支援計画内にも必要な支援として明記している。)(保護者や児童を、社用車に乗せて同行する場合、送迎加算を算定してよいか、サービス提供時間は、送迎時間を含めずに算定となるか?別々の車で現地集合の場合は、病院や療育センターで合流した時間から、サービス提供時間として算定となるか? *遠方の病院が多く、向かうまでに「時間以上かかる場合が有り、可能なら移動時間まで含めてサービス提供時間として算定していただきたい。会務院は長くて1時間程で受診は終了する。その場合、時間区分①として算定となる?	・送迎時間は、サービス提供時間に含まれません。 ・病院等で合流した場合は、合流した時間からサービス提供時間として差し支えありません。 ・「利用者自宅→事業所→病院等→事業所→利用者自宅」の部分は送迎扱い、「事業所→利用者自宅」の部分は送迎扱い、「事業所→規制者自宅」の部分は送迎扱い、「事業所→規制者自宅」の部分は送迎扱い、「事業所→表院等→事業所」の部分はサービス提供時間として扱って差し支えありません。	
21	報酬改定	放課後等デイサービス	サービス提供時間外の対応について	基本的なサービス提供時間以外に、児童が利用した場合の責任の所在や扱いはどうなるか?	個々の障害児の計画時間(提供時間)及び延長支援時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ることとなっています。	
	•		•			

22	報酬改定	放課後等デイサービ ス	サービス提供時間について	学校の振休・行事等の都合により、早帰りの児童が居る。利用時間単位が①~③まで有り、③は休業日のみ算定とのこと。日に寄って①②、若しくは②の算定時間を超えて、早くから預かる場合は、延長支援加算を算定して良いのか?サービス提供時間外の利用の可能性がある児童については、延長支援加算の対象として、届出・申請を行った方が良いか?(昨年度まで届出制) 早帰りの児童等は、急遽の延長支援加算として扱うのか?実利用時間は、分単位で記入するのか?	個々の障害児について、計画時間(提供時間)を定め、基本報酬の上限となる5時間(放デイの場合、平日は3時間)を延長して支援を行う必要がある場合には、延長支援加算の算定ができます。延長支援の可能性がある場合、個別支援計画別表にその可能性を記載しておいてください(記入例参照)。なお、今回の改定から、届出様式に対象児童の名前を個別に書く欄はなくなっています。	
23	報酬改定	保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算	国のQ&AIにおいて、保育所等訪問支援等の業務に従事した期間については、保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき地域の保育所や障害児通所支援事業所等に対して助言・援助を行う業務を含むものとしているが、学校へ訪問し、助言・援助を行うスクールかウンセラーの業務も含まれるのか。	従事歴には、医療機関や教育現場での 医療的ケア児や障害児に対する業務経 験も含まれることとなっています。 スクールカウンセラー時代の業務が「医 療的ケア児や障害児に対する業務」とい える内容であったかを御確認ください。	
24	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的支援実施の複数職員での計画作成について	専門的支援実施加算について、理学療法士等を配置(常動換算でなく単なる配置です。基準人員等によることも可)となっていることから、複数の専門職員(理学療法士等)が利用児を分けて計画を立てることは可能か。例えば人員配置が以下のような場合、作業療法士が半数の利用児、もう半分の利用児を保育土がそれぞれに計画作成を行うことは可能か。管理者兼児発管 1名 児童指導員 1名 保育士 3名作業療法士 1名	可能と考えます。	
25	報酬改定	放課後等デイサービ ス	児童指導員加配加算と専門的支援体制加算の人員 の区別について	児童指導員加配加算と専門的支援体制加算の要件が同じく 「基本の人員に加え・・・」となっていることから、条件を満たす人 員名が両加算を算定する人員となりうるか。 (例)定員10名 管理者兼児発管1名 児童指導員(常勤)1名 作業療法士(常勤)1名 保育士(5年以上、常勤)1名 上記のうち保育士が両加算の対象となるか。	なり得ません。 児童指導負加配加算で加配される人員 と専門的支援体制加算で加配される人 員は、別の者である必要があります。	
26	報酬改定	放課後等デイサービス	専門的支援実施加算【新 設】について	専門的支援実施加算算定の条件において「理学療法士等のア セスメントに基づく専門的支援実施計画を作成」あるが、児童発 達支援管理責任者の資格を有する理学療法士等がアセメント に基づき個別支援計画を作成する場合、内容としては近似して おり別途作成する必要はなく、個別支援計画として含めることが できると考えますが、この解釈で差し支えないでしょうか。	専門的支援実施計画は、個別支援計画 とは別に作成し、あらかじめ給付決定保 護者の同意を得ることが必要です。	
27	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的支援実施加算【新 設】について	算定可能回数が原則月4回、利用回数応じて月6回までとあるが、1事業所での算定可能回数でしょうか。2事業所以上の複数事業所を利用されている利用者様についてはどのような取り扱いになるか、具体的な例を用いてお教えいただければと思います。例A事業所4回(上限)・B事業所4回(上限)の1人8回算定可能なのか、もしくはA事業所4回+B事業所2回の1人6回(上限)なのか。	「当該事業所における対象児の月利用 日数に応じて月の算定限度回数を設定」 とあるので、事業所ごとの上限回数であ ると思われます。	
28	報酬改定	児童発達支援	中核機能強化事業所加算について	児童発達支援センターが未設置の地域等の等とは、何を示すか? 「センター設置の自治体において」、センターが未導入の支援を行なっている実績があった事業所は、中核機能強化事業所と認められるか? 例えば、国や自治体も推進している"ペアレントトレーニング"を行なった実績のある事業所や実行するためにトレーナーを養成し、在籍している事業所	「等」は、児童発達支援センターが設置されているが、児童発達支援センターだけては支援体制の確保が不十分であると市町村が判断した地域などを指します。中核機能強化事業所の選定は市町村が行いますので、市町村に御相談ください。	
30	報酬改定	児童発達支援	加算申請時の保育士について。	当事業所は、職員の大半が保育士です。職員の退職等もいなかったの為、加算も令和5年度同様に継続しての加算の取得を考えています。専門的支援加算場合、保育士は令和5年度と同様に5年以上の経験保育士は理学療法士等の配置での申請でいいのでしょうか??	は、理学療法士等と保育士は人数内訳	
31	報酬改定	放課後等デイサービ ス	支援時間による区分について	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)の改定事項の概要についての10ページのポイントに『支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かリニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う』と記載がある、(質問) 昨年度までサービス提供時間を9:30~16:30として発達支援をしてきている。(9:30~16:30をサービス提供時間とし、14:30~16:30を延長支援とすればいいのか。 2その際に、延長支援は理由が必要なため、保護者の就労等の理由のない利用児は14:30までしか利用できないという事か。	提供時間(計画時間)は個々の障害児ごとに設定します。 9:30~14:30を計画時間(提供時間)とし、14:30~16:30を延長支援とすることは可能です。 保護者の就労に限らず、保育所や学校の都合など、個別の事情がある場合は、 の都となる理由等を個別支援が可能と考えます。	
32	報酬改定	放課後等デイサービ ス	児童指導員等加配加算、 専門的支援体制加算について	(質問) 重心以外の放デイ、10名定員で、児童指導員等加配加算、専 門的支援体制加算を算定する場合、基本の人員にも条件(常 動、非常動や5年以上があるのか。条件がなければ以下の体 制で算定可能か。 - 基本人員 職員A(保育士 常動) 職員B(児童指導員 非常勤) 職員B(児童指導員 非常勤) 職員Bと職員Cで常動検算1名 ・児童指導員等加配加算 職員D(児童指導員5年以上 常勤) ・専門的支援体制加算 職員E(保育士5年以上 常勤)	放課後等デイサービスの人員基準を御確認ください。 定員10名の場合・・児童指導員又は保育士が2人以上(うち1人以上は常勤)・・児童管1人以上(1人以上は専任かつ常勤)・管理者が必要です。 サービス提供時間中に2人以上の児童指導員又は保育士がいる必要があります。	

33	報酬改定	児童発達支援	児童指導員等加配加算に ついて	その他の従業者はどのような職種が含まれるでしょうか。もし該 当職員に専門職とその他の職種に該当する従業員がいた場 合、配置するのは事業所で選択して配置することは可能でしょう か。	「児童指導員等」に該当しない者です。 指導員や看護師などが含まれます。	
34	報酬改定	児童発達支援	専門支援実施加算の実施 計画書について	内容が重複するところなどもあり、支援計画書に必要な内容を 追加して、1枚にまとめても、専門的支援実施計画書としてもい いのか?	専門的支援実施計画は、個別支援計画 とは別に作成し、あらかじめ給付決定保 護者の同意を得ることが必要です。	
35	報酬改定	放課後等デイサービ ス	中核機能強化事業所加算 は利用児童の在籍するす べての市町村からの位置 づけが必要かについて	利用児童が複数の市町村から通所している場合は、中核拠点として位置付けられている市町村からの利用児童のみに加算の算定が可能なのか?それとも、事業所のある市町村から位置づけられると、他の市町村からの利用児童にも加算が算定できるのか?	事業所のある市町村から中核拠点として登録された事業所は、県代域振興局・支庁)に加算届を提出します。 県による届出の審査で問題がなければ、加算を算定できるようになります(他の市町村からの利用児童にも加算は算定できます。)。	
36	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的実施加算の実施要件について	専門的支援実施加算は、理学療法士等に該当していれば、専門的支援を実施して、記録すれば算定できるのか?それとも、専門的支援体制加算に配置されている人員のみが算定できるのか?	専門的支援実施加算は、専門的支援体制加算により加配されている人員に限らず、基準人員の指導員や児童指導員等加配加算で加配されている人員が支援を実施した場合でも算定できます。(※専門的支援実施計画は、理学療法士等が策定している必要があります。)	
37	報酬改定	児童発達支援	加配加算変更届出書の提出について	報酬改定に伴い 児童指導員等加配加算を取得する職員を変更するための変更届出書類を提出したい。他県市町村(例: 尼崎市等)では4/30提出分までの提出で4月サービス利用分~の算定可との扱いであるが、今からの提出で4月サービス利用分から算定してもよいか。 鹿児島県ではどのような扱いになるか。	報酬改定に伴う届出は、4月末までに提 出すれば、4月サービス利用分から算定 可です。	
40	報酬改定	放課後等デイサービ ス	サービス提供時間について	学校の振休・行事等の都合により、早帰りの児童が居る。 利用時間単位が①~③まで有り、③は休業日のみ算定とのこと。 日に寄って①②、若しくは②の算定時間を超えて、早くから預かる場合は、延長支援加算を算定して良いのか? サービス提供時間外の利用の可能性がある児童については、延長支援加算の対象として、届出・申請を行った方が良いか?(昨年度まで届出制) 早帰りの児童等は、急遽の延長支援加算として扱うのか? 実利用時間は、分単位で記入するのか?	個々の障害児について、計画時間(提供時間)を定め、基本報酬の上限となる5時間(放デイの場合、平日は3時間)を足して支援を行う必要がある場合には、延長支援加算の第生がある場合には、延長支援の可能性がある場合、個別支援計画別表にその可能性を記載しておいて伏さい。記入例参照)、 ・以下がさい。記入例参照)、 ・以下がさい。記入例参照)、 ・以下がさい。記入例参照)、 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・以下がさい。 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、	
41	報酬改定	児童発達支援	サービス提供時間について	児童発達支援 午前と午後でサービス提供時間が分かれる場合 9:30-11:30 (2H) 14:00-16:00 (2H) の場合 それぞれのサービス提供時間で算定するか 合算した時間で算定区分としてよいのか? 時間区分 1 30分以上 1 時間 30 分以下 時間区分 2 1時間30 分超 3 時間以下 時間区分 3 3 時間超 5 時間以下 前回質問より追加分 4/8	個別支援計画の計画時間(提供時間) は、個々の障害児ごとに設定するもので す。 A君の計画時間が9:30-11:30であれ ば、A君は時間区分2です。	
42	指定基準	放課後等デイサービ ス	児童指導員等加配加算	現在、児童指導員等で算定している。5年未満の職員であるので、給付費が下がると考えるが、その際、変更申請が必要か	提出してください。	
43	指定基準	放課後等デイサービ ス	延長支援体制	現在は算定していない。10時~16時の6時間で申請しているが、10時~15時で算定し、必要な場合15時~16時を延長支援で個別支援計画に入れることが可能であるか。その際、送迎に行く職員以外が、2名配置できれば良いのか。	お見込みのとおり。	
44	その他	放課後等デイサービス	変更申請	鹿児島県から書類のひな形が示されていないが、厚労省の書式で提出することのなるのか。その際の期日は4月15日か。	報酬改定に関係する届出は、4月末まで に提出してください。	
45		放課後等デイサービ ス	家族支援 子育てサポート加算	家族支援加算Iと子育でサポート加算は、同じ日にそれぞれの 加算の内容通りに記録する事で算定できますか?	子育てサポート加算を算定する時間帯 に行う相談援助等について、家族支援 加算は算定できないこととなっています。	
46		放課後等デイサービス	関係機関連携加算	関係機関連携加算を算定する場合は、I~IVそれぞれの項目を個別支援計画に記載するべきか? それども必要な関係機関連携加算のI~IVを記載するだけで 良いのか?	個別支援計画書には、具体的な内容が 分かるように記載してください。	
47	報酬改定	放課後等デイサービ ス	延長支援加算	延長支援加算を取得するにあたって必要な手続等を教えてください。	管轄の地域振興局・支庁に延長支援加 算に関する届出書、体制等状況一覧。 従業者の動務の体制及び動務形態一覧 表等を提出してください。(個別支援計画 書の提出は不要です。)	
48		放課後等デイサービ ス	加算の届け出について	従来、取得している加算に加え、新規の加算を取得する場合に、新規の届け出のみでよいのか教えて下さい。	新規の加算の届出に体制等状況一覧等を添付してください。(必要書類については、地域振興局・支庁に御確認ください。)	

49	報酬改定	児童発達支援	多機能事業所の人員基準	児童発達支援・放課後等ディサービス(合わせ定員10名)の事業所における人員配置について、常動、非常動共に 専従・兼務のどちらになるか?	児童発達支援と放課後等デイサービス を提供する時間に重なりがあるかや、特 例を使う多機能なのかなどによって違っ てくる場合があります。 詳しくは地域振興局・支庁にお尋ねくださ い。	
50	報酬改定	児童発達支援	児童指導員の実務要件に ついて	児童指導員の要件について、保育園の実務経験も対象になり ますか?	保育所や幼保連携型認定こども園は児 童福祉事業ですので、その実務経験は 経験年数に含まれます。	
51	指定基準	児童発達支援	産体・育体の取り扱いについて	保育士が産休・育休の場合、その期間は取り扱いはどのように なりますか?	令和3年度障害福祉サービス等報酬改 定等に関するQ&A VOL1(令和3年3 月31日)問20を参照してください。 なお、暦月で1月以上勤務しない者については、常勤換算に含めることができません。	
52		放課後等デイサービ ス	個別支援計画別表の書き方	・提供時間の書き方ですが放ディのお子さんの学校終了時間が利用開始で下校時間が毎月異なる場合はどう記入したらよいでしょうか。また開所日と休業日で提時間が一週間異なる場合は個別支援計画別表を開業日と休業日と2枚保護者様にお配りしたらよいのでしょうか。	個別支援計画別表には、開始時刻は平 均的な時刻を記載し、特記事項に学校 の都合で変動がある旨記載してぐださ い。 平日と夏休み等の学校休業日で提供時間が一週間異なる場合などは、個別支 援計画別表を2枚作成する対応でも差し 支えありません。	
53	その他	児童発達支援	提出書類について	県のホームページには「給付費等算定に係る体制等に関する 届出書類一覧(加算)」はR3、4月~となっているが今後変更に なる予定があるのか? 変更に合わせた書類を提出するのか?	県HPは随時更新します。	
54	その他	児童発達支援	提出書類について	【提出書類①】 体制等に関する届出書は第6号様式をそのまま使用するのか?(県のホームページのものに今後変更はないのか?)	県HPは随時更新します。	
55	その他	児童発達支援	提出書類について	【提出書類②】 体制等状況一覧表は「R6年4月~」「R6年6月~」の両方提出するのか?	R6年6月以降の算定分については、「R6 年6月~」を使用してください。	
56	報酬改定	児童発達支援	子育てサポート加算につい て	個別支援計画への記入についてですが、「必要に応じて相談支援を行う」というような記入でよろしいでしょうか?	どのような相談援助を実施する計画なのか、もう少し具体的に記載してください。	
57	報酬改定	保育所等訪問支援	複数支援の支援時間について	30分を超えることが算定条件ですが、例えば同じクラスの2名の 児童を訪問支援した際に、30分を超えると2名支援したことにな るのか?または、2名のため60分を超える必要があるのか?複 数支援の際はどのように考えらればいいのか?	令和6年度障害福祉サービス等報酬改 定等「障害児支援」に関するQ&A VOL. 2(令和6年4月 12 日)問9を参照してく ださい。	
58	報酬改定	児童発達支援	令和6年度報酬改定に伴う 個別支援計画の取り扱い の変更について	事務連絡(令和6年3月15日こども家庭庁支援局障害児支援 課)での令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童 発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の 取扱いの変更について、※印にて主に重症心身障がい児を対 象とした事業所は時間な分の創設及び延長支援加算の見直し について対象外とされているが、個別支援計画の変更も必要な いとの理解でよいか。	個別支援計画等で5領域とのつながりを 明確化していただくことや、インクルージョン推進の具体的な取組を記載していただく となどに伴う変更は必要になると思われます。	
59	報酬改定	児童発達支援	加算の申請について	昨年度新設の事業所です。 関係機関連携加算や子育てサポート加算、家族支援加算を新 たに申請する場合は、様式がありますか?どのように申請する のでしょうか? 初歩的な質問ですみません。	関係機関連携加算、子育でサポート加 算、家族支援加算については、事前の届 出は不要です。	
60	報酬改定	放課後等デイサービ ス	強度行動障害児支援加算 の届出書	県HP「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について」の一覧に、放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算の届出書が存在しません。他に掲示されていますか?もしくは、「強度行動障害児支援加算に関する届出書・児童発達支援、居吉訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)」で代用としてよいでしょうか?	に掲載されています。 エクセルのシートが分かれていますので、	
61		放課後等デイサービ ス	個別サポート加算(1)について、の運用について	ケアニーズの高い障害児に強度行動障害支援者養成研修過程を修了した者を配置し、その修了者が本加算対象児についてサービスを行った場合、1日につき30単位を所定単価に加算と示されたが、取り扱いとして、サービス提供日に講習修了者が対象児童にサービスを行った日については、30単位加算される扱いでいいのか。逆に講習を受けていない者が対象児にサービスを提供した日については、30単位の加算はつかず90単位になるということでいいのでしょうか。	お見込みのとおりです。	
62		放課後等デイサービ ス	個別サポート加算(1)(重 度)について、の運用につ いて	強度行動障害支援者養成研修過程を修了していない者が サービス提供した場合でも120単位/日の単位で間違いないで しょうか。	著しく重度の障害児に対して支援を行った 場合は、お見込みのとおりです。	
63	報酬改定	放課後等デイサービ ス	サービス提供時間と延長 支援加算	弊社は、サービス提供時間が 平日 14:30~17:30 土曜 10:00~17:30。 夏休みや冬休みの平日は保護者希望があり、土曜日と同じ時 間開所せざるを得ない状況。 その場合、10:00~14:30までの延長支援加算の取得ができる のか	事例の場合、学校休業日については、 10:00~15:00(5時間)を提供時間(計画時間)とし、15:00~17:30で延長支援加算(2時間以上)の算定になると考えます。	
64	報酬改定	放課後等デイサービス	サービス提供時間と延長支援加算	土曜日は10:00~17:30でサービス提供をしており、 区分3の1.5時間以上3時間以下という時間も超えておりますが、児童たちもほぼ全員その時間利用しております。その場合、延長支援加盟は(支援前2:5時間)の算定可能でしょうかまた算定不可の場合、運営規定からサービス提供時間を変更することで対応可能になるのでしょうか	事例の場合、土曜日が学校休業日であれば、10:00~15:00(5時間)を提供時間(計画時間)とし、15:00~17:30で延長支援加算(2時間以上)の算定になると考えます。	

65	その他	放課後等デイサービ ス	支援計画書	5領域に関して、一人の個別支援計画書の中に、5領域すべて が入る必要がありますか。 相談支援事業所からの計画書でも、支援内容のうち、5領域す べてが網羅されているわけではないので、5領域をすべて盛り 込むとすると、本来の児童の目標や保護者の以降と違いがでて きてしまいます。	5領域全てを含めた総合的な支援を提供することが基本となりますので、原則として 5領域全てが入る必要があります。	
66	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的支援加算について	対象者については、重度障がい者支援加算のように特定する 利用者のみとなるのでしょうか?また、配置する専門的支援員 は非常勤となる場合、勤務する日時のみの算定となるのでしょ うか	「理学療法士等による支援が必要な障害児」が対象です。 「専門的支援体制加算」は、基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等を1以上配置(常動換算)している必要があります。 「専門的支援実施加算」は、理学療法士等が専門的支援実施計画を作成した上で実施された支援であれば、計画を作成した上で実施された支援であれば、計画を作成した理学療法士等が支援を実施しなくとも(指導員等が実施しても)算定ができます。	
67	報酬改定	放課後等デイサービス	児童指導員等か配置加算 について	常勤専従での加算所得する場合で週に6日開所としている事業所は昨年までの加配置と同様に週に6日間配置できるように別途もう一名の配置が必要となるのでしょうか	お見込みのとおりです。	
68	報酬改定	放課後等デイサービス	児童指導員等加配置加算について	ポンチ絵図について大変わかりやすいのですが、「ポイント」の 所で「本加算における経験年数は、資格取得又はその職種とし て配置された以後の経験に限らないものとする」とありますが資 格取得前の日数を含めて良いという認識でしょうか	お見込みのとおりです。	
70	報酬改定	放課後等デイサービス	個別の支援計画	個別の支援計画を作成し、相談支援事業所にも配布することに なりますが、郵送やメールで送付することになるのでしょうか。ま た、作成から何日以内など決まっているのでしょうか。	相談支援事業所と御相談してください。	
71	報酬改定	放課後等デイサービス	延長加算について	報酬改定に伴い、延長加算を算定するにあたり届け出は必要 ですか。	延長支援加算に関する届出書、体制等状況一覧、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等の提出が必要です。(個別支援計画書の提出は不要です。)	
72	報酬改定	放課後等デイサービ ス	時間区分について	時間区分の区分について届け出は必要ですか。	不要です。	
73	報酬改定	放課後等デイサービ ス	個別サポート加算について	個別サポート加算の報酬額が変更になります。届け出は必要ですか。	届出が必要と思われますが、具体的には 地域振興局・支庁に御確認ください。	
74		障害児相談支援	要医療児者支援体制について	法人として、障害児・計画相談どちらも指定申請を行っていますが、現に医療的ケア児に対して計画相談等を行っているのは、障害児相談支援のみになりますが、この場合の計画相談の要医療児者支援体制の算定はIIになりますか?	前6月に医療的ケア児に対して現に指定 障害時相談支援を行っていれば、1の算定 になります	
75	報酬改定	放課後等デイサービス	延長加算について	学校休業日の利用時間が9時40分~17時40分だった場合、延長支援加算の算定は、前後いずれも1時間以上である必要があるので、支援後が2時間40分あっても、支援前が1時間以上ないので、延長加算の算定はできないということでしょうか。	支援後の延長支援は2時間40分あるので あれば、支援後の延長支援加算(2時間 以上)の算定は可能です。	
76	報酬改定	放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算	基準人員に加え5年以上の児童指導員実務経験者を配置すれば加算可能か?	5年未満の者や児童指導員等ではないその他の従業者であっても加算を算定できる場合があります(それぞれ区分に応じて単位が異なります。)。	
77	報酬改定	放課後等デイサービ ス	専門的支援体制加算	基準人員に加え5年以上の保育士実務経験者を配置すれば加 算可能か?	お見込みのとおり。	
78	報酬改定	放課後等デイサービス	福祉専門職員配置加算	基準人員の中に20年以上老人ホーム経験の介護福祉士がいるが専門職員配置等加算が取れるのか?	加算皿を算定する場合の「勤続3年以上」 については、同一法人の経営する他の社 会福祉施設等において、サービスを利用 者に直接提供する職員として勤務した年 数を含めることができます。	
79	報酬改定	放課後等デイサービ ス	送迎加算	送迎加算②は廃止と聞いているがそれ以外は従来通りで良い のか?	単位の見直し等もありますので, 改めて御確認ください。	
82	報酬改定	放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算について	常動専従要件の加算を取得する場合、多機能型事業所(児発・放デイ)では、児発・放デイそれぞれに加算対象職員を配置しなければならないのか。	特例を使う多機能かそうでないかなどにより違ってくる場合がありますので、詳しくは 地域振興局・支庁に御確認ください。	
84	報酬改定	放課後等デイサービ ス	報酬改定に伴う、指定申請 書について	①延長支援加算を算定するにあたり、必要な書類について以下 の通りで良いか? ・延長支援加算に関する届出書 ・1名分の個別支援計画控え ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表の 【延長支援体制をありに変更 ②その他必要な様式はあるのか?	延長支援加算に関する届出書,体制等状 泥一覧,従業者の動務の体制及び勤務形 態一覧表等の提出が必要です。(個別支 援計画書の提出は不要です。)	
85	報酬改定	放課後等デイサービ ス	報酬改定に伴う、指定申請 書について	①専門的支援体制加算は算定しないが、専門的支援実施加算 の算定にあたり必要な書類は障害児通所・入所給付費の算定 に係る体制等状況一覧表の【専門的支援加算体制】をありに チェックすればいいのか? ②その他必要な書類はあるのか?	①体制等状況一覧表の「専門的支援加算体制)の欄は、専門的支援体制加算についてのものですので、専門的支援実施加算については、チェックする必要はありません。 20専門的支援実施加算に関する届出書、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、配置する職員の資格を証明する書類、実務経験証明書等を提出してください。	

86	報酬改定	放課後等デイサービ ス	報酬改定に伴う、指定申請 書について	①個別サポートIを算定するあたり必要な書類について以下の・個別サポート加算(I)に関する届出書・資格証の控え ②その他必要な様式はあるのか?	体制等状況一覧、従業者の勤務の体制及 び勤務形態一覧表も提出してください。	
87	報酬改定	放課後等デイサービ ス	延長支援加算について	延長支援加算を新規で届出をしたいのですが、 提出書類についてですが、 こども家庭庁内の「延長支援加算に関する届出書」と 体制等状況一覧表の2点を郵送すればよいでしょうか? 個別支援計画書別表は、5/10までに作成しておけばよいでしょ うか? ご教示ください。よろしくお願いいたします。	延長支援加算に関する届出書、体制等状況一覧、従業者の勤務の体制及び勤務が 総一覧表等の提出が必要です。(個別支援計画書の提出は不要です。) 個別支援計画書別表は、順次速やかに整備を進めてください。	
88	報酬改定		支援プログラム未公表減 算について	「障害児・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」における「支援プログラム未公表演算」は適用が令和7年度からだが 未公表の場合は「はい」を選択するのか?それとも現在未公表 でも適用時期ではないので「なし」を選択するのか?	「支援プログラム未公表滅算」については、現在未公表でも適用時期ではないので「なし」にして提出してください。	
89	その他	児童発達支援	提出書類について	県のホームページには「給付費等算定に係る体制等に関する 届出書類一覧(加算)」はR3、4月~となっているが今後変更に なる予定があるのか? 変更に合わせた書類を提出するのか?	県HPを更新する予定です。	
92	報酬改定	放課後等デイサービス		個別サポートⅢの要件と要件が当てはまれば、書類の様式を 教えて頂けたら助かります。	不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を 含め、支援を行った場合に算定できます。 届出は不要です。	